

意見公募手続 (パブリックコメント) の流れ

計画等の案を策定

意見公募手続(パブリックコメント)の実施

計画等の案の公表

【公表方法】

- 市ホームページ
 - 閲覧場所での閲覧
 - 《閲覧場所》
 - ・案の担当課
 - ・情報公開室(本庁5階)
 - ・各総合支所地域振興課(輝北・串良・吾平)
 - ・各出張所(高隈・花岡・高須・大始良・市成)
 - ・各サービスコーナー(中央・寿・西原)
- 「広報かのや」で計画等の名称、意見公募期間等を周知

計画等の案に対する意見の募集

【提出方法】

- 担当課窓口へ直接提出
- 郵送、Eメール、FAX
- 意見には、原則として住所・氏名等を記入していただきます。

案の公表時に、意見の募集期間・募集方法などを明示します。募集期間は、概ね1か月程度です。

計画等の案の決定

反映できる意見等 その意見に基づき案を修正
反映できない意見等 反映できない理由をとりまとめ

意見等に対する市の考え方・修正内容を公表

意見等の提出者への個別回答はいたしません。住所・氏名等の記入をお願いしますが、個人情報は公表しません。考え方等の公表は、案の公表方法に準じます。

議会の議決を要するもの

議会へ議案提出・議決

議会の議決を要しないもの

計画等の実施・施行

意見公募手続(パブリックコメント)制度を導入します

コメント)制度を導入します

市では、公正で透明性の高い行政運営を進めるため、平成19年4月から意見公募手続(パブリックコメント)制度を導入します。

この制度は、市の政策を作る過程で、幅広く市民の皆さんの意見を求めるものです。

そこで、制度の概要や手続の流れについてお知らせします。

意見公募手続の概要

意見公募手続(パブリックコメント)制度とは、市の重要な計画や条例を策定しようとする際に、その案(目的や内容など)を公表し、広く市民の皆さんから意見を募集し、いただいた意見に対する市の見解等を公表する制度です。

市民の皆さんが市政に参画する機会を増やし、公正で開かれた市政を実現するとともに、計画等の内容をお知らせ

し、いただいた意見に対する市の考え方を公表することで、説明責任の向上と行政運営の透明性を図ることを目的としています。

案の公表方法や意見の提出方法など意見公募手続の一連の流れについては、次のページに記載しています。

意見公募手続制度は公表した計画や条例の案に対する意見などを募集するもので、計画や条例についての賛否を問うものではありません。意見に対する市の見解は、

一括してホームページ等で公表し、個別には回答いたしません。

対象となる計画

- 意見公募手続は、次の計画や条例について実施します。
- 市の政策に関する基本的な計画の策定又は改廃
- 例) 総合計画・環境基本計画・地域福祉計画・スポーツ振興計画 など
- 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収及び分担金並びに使用料及び手数料に関するものは除く)の制定又は改廃
- 例) 公害防止条例・違法駐車等の防止に関する条例 など
- 市の基本的な制度を定める

条例の制定又は改廃

- 例) 行政手続条例・情報公開条例・安全・安心まちづくり条例 など

その他実施機関が必要と認めるもの

緊急を要するもの、軽微なものなどは、この対象から除く場合があります。

平成19年度は、鹿屋市総合計画(基本構想・基本計画)などについて、意見公募手続を実施する予定です。



意見を提出できる人

- 市内に住所を有する人
- 市内に事業所を有する個人及び法人・その他の団体
- 市内の事務所又は事業所に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 計画等に直接的な利害関係を有する個人及び法人・その他の団体

【問い合わせ】

市企画調整課

0994-311125
Fax 0994-422001
Eメール
kikaku@kanoyanet